

特定健診・特定保健指導についての御意見

昨年医療保険部会において委員やこの検討会の委員から提出された要望書は（別添）のとおり。

また、この他、本日の検討会に先立って委員の皆様からお伺いした御意見を大要以下のとおり。

御意見の項目	概要
特定健診等の実施上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○特定保健指導について、遠隔地の被保険者等に配慮し、面談を要件とせず、電話等による支援も可能とするなど弾力的な運用とすることができないか。 ○特定保健指導の開始前までに服薬治療を開始した者や開始後に服薬治療を開始し、保健指導を中断した者は、特定保健指導の実施率の算定基礎となる分母の人数から除外するなどの措置ができないか。 ○特定保健指導データに初回面接時の腹囲、体重、収縮期及び拡張期血圧及び拡張期血圧の項目が無い場合、6ヶ月後の結果だけでは特定保健指導の効果が把握できない。そこで、初回面接時の腹囲、体重、収縮期血圧及び拡張期血圧の項目を追加するか、6ヶ月後の各項目の増減の項目を追加いただきたい。 ○医師が特定健診受診者に医療機関への受診勧奨を行った場合には、診断欄に付記することとなっているが、このやり方では診断欄の記述を目視により確認することで受診勧奨の有無を判断することになるため対象者が膨大である場合現実的でない。受診勧奨の有無を新たな項目として追加すべき。 ○受診勧奨はあくまで医師の個別判断であることを徹底し、国の受診勧奨基準は参考基準であることを徹底すること。また国の基準が低いために受診勧奨に該当してしまう者が多いことから国の基準を見直すこと。 ○複数年にわたり、保健指導の対象となった者については画一的なプログラムでは実施率の低下を招くため弾力的な運用を行い、実施率の算定基礎となる分母の人数から除外すること。 ○健診項目の追加変更等を含めて特定健診の在り方を検討すべき。 ○特定健診受診時に保健指導の初回面接を行うことを可能とすること。

	<p>○特定保健指導の加入者（被保険者）の初回面談は、職場で実施することができるような体制づくりを国において検討し、メディアなどを活用した積極的な広報活動を行ってほしい。</p>
集合契約について	<p>○被扶養者の特定健診受診率が低迷している原因の一つに、健診項目が充実していないことが挙げられる。現行の集合契約では、各保険者ごとに健診項目を増やす（婦人科健診を含める等）ことができない。集合契約でも各保険者毎に健診項目の内容を柔軟に変えることが出来るような仕組みを整えて欲しい。</p>
がん検診との同時実施	<p>○被扶養者の利便性に合わせたがん検診と特定健康診査の同時受診を促進する方策を検討する必要（複数の御意見）。</p>
事業主健診について	<p>○労働安全衛生法に基づく事業主健診と特定健診の健診項目が異なることから、事業主に健診項目の追加依頼が必要となっている。労安法に基づく事業主健診の健診項目を特定健診の項目を満たすように改められないか。</p> <p>○労働安全衛生法上の健診後の保健指導の実施結果を事業主から保険者へ円滑に提供されるようにし、これを以て医療保険者の特定保健指導の実施結果とするようにできないか。</p> <p>○事業主健診の健診結果の記録方法（紙や様々なデータ形式等）が定められていないため、保険者において健診結果を受領する際に、様々な形式が存在し、事務コストがかかっている。これらを解消するために事業主健診結果の記録方法がある程度規定化して欲しい。</p>
高齢者の方への対応	<p>○新たな高齢者医療制度への移行時期は現時点では、「最短で平成 26 年 3 月」とされている一方、第 2 期の医療費適正化計画の始期は平成 25 年 4 月となっており、75 歳以上の者への実施義務付けと医療費適正化計画の第 2 期との関係はどのような整理となるのか。</p>
後期高齢者支援金の加減算について	<p>○地域又は保険者によって被扶養者の特定健診・保健指導の実施は不均衡な状況にあるため、がん検診との同時実施を促進する方策等により公正公平な環境をつくることを前提に検討すること。健康保持増進が図られた保険者が報われる仕組みとすること。</p> <p>○特定健診等の受診率等は保険者の努力だけで改善できるものではないことから、特定健康診査等の受診率等と支援金の加減算を連動させる措置は講じないこと。</p>

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">○加入者が少数であるなど、保険者毎に状況が異なるため、一律に分類、比較されることは適当ではない。○実施率等の低い保険者にペナルティを課すより、インセンティブが働く仕組みに改正すべきではないか。 |
|--|---|